

徳島県における地域特別枠志願者への離脱要件等の提示について

1 経緯

徳島県の地域特別枠は、一般入試とは別枠方式で入学し、修学資金の貸与を受ける。卒業後は、県内の公的医療機関等で医師の業務に従事する必要がある。

年 数	業務従事期間（最長9年間）									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
ローテーション病院群	臨床研修	1・2・3群								
		3群の病院を最低1年								
		3群の病院を最低3年								

国においては、地域枠（本県でいう地域特別枠）が課された従事を行わないケース（離脱）の発生を防止するため、

①都道府県の同意なく地域枠を離脱した医師を採用した臨床研修病院に対する
医師臨床研修費補助金の減額

②同意なく離脱した医師の専門医取得を原則不可

などの措置を講じてきたが、

今年度は、都道府県に対して、地域医療対策協議会で協議の上、

「離脱要件（離脱に同意する事由）」を定め、地域枠志願者への提示を求めている。

【医師需給分科会で示された「離脱事由」の例】

- ①家族の介護 ②体調不良 ③結婚 ④他の都道府県での就労希望
⑤指定された診療科以外の診療科への変更（徳島県は診療科の指定なし） ⑥留年
⑦国家試験不合格 ⑧退学 ⑨死亡 ⑩国家試験不合格後に医師になることを諦める場合

2 徳島県における地域特別枠等の離脱状況

- ・徳島県の離脱者は、本県独自の貸与制度2名、地域特別枠3名（H20～R3年度累計、全国平均9.57名）
- ・5名とも「個別判断」で離脱を認め、「離脱に同意」した扱いとしている。

離脱事由	貸与資金の返還	対象者
③結婚による居住地移動	○	1名（H19入学・本県独自の貸与制度）
④他県での就労希望	○	1名（H20入学・本県独自の貸与制度）
⑦退学	○	1名（H24入学・地域特別枠）
⑧死亡	×（免除）	1名（H22入学・地域特別枠）
⑪在学中の貸与辞退	○	1名（H24入学・地域特別枠）

3 全国における離脱要件の検討状況

「医師業務の従事困難」や「都道府県内での従事困難」など、都道府県が離脱をやむを得ないと考える離脱事由ほど「同意する」又は「個別判断」と回答している。

4 徳島県における地域特別枠志願者への離脱要件等の提示（案）

地域特別枠の離脱者は、徳島県で医師になるはずだった他の受験生の機会を奪ったという道義的責任が残るが、死亡等により返還免除となる場合を除き、修学資金の返還という当然の義務を負う。

県が離脱に「不同意」とすると、修学資金を返還してもなお、不同意離脱者は県内での従事を求められるが、県内での従事が履行されないまま専門医研修を終了したときは、専門医の認定が行われないといった不同意離脱者に著しい不利益が生じる。

よって、県の対応実績や全国の検討状況を鑑み、県が離脱に「同意する事由」の例について、以下のとおり定めたうえで、志願者に対し、県が離脱に「同意する事由」の例及び離脱が「不同意」となった場合の措置を提示したい。

(1) 地域特別枠入学者(以下、入学者という)が死亡した場合
(2) 入学者が中断制度の活用など離脱を回避するための努力を行ったうえで、 県及び徳島県地域医療支援センターが協議し、以下の事由で、「県内において医師の業務に従事することが困難である」という事情が認められた場合
① 入学者の家族の介護
② 入学者の心身の故障
③ 入学者の結婚による配偶者の居住地(県外)の移動
④ (キャリア形成上の理由等による)入学者の他の都道府県での就労希望
⑧ 入学者の退学
⑩ 入学者が国家試験不合格後、医師になることを諦めるとき

5 今後の予定

8 / 31 (火) 地域医療総合対策協議会で協議

9月上旬 「徳島県地域枠推薦学生」募集要項交付

(志願者に「離脱要件」提示)【別紙のとおり】